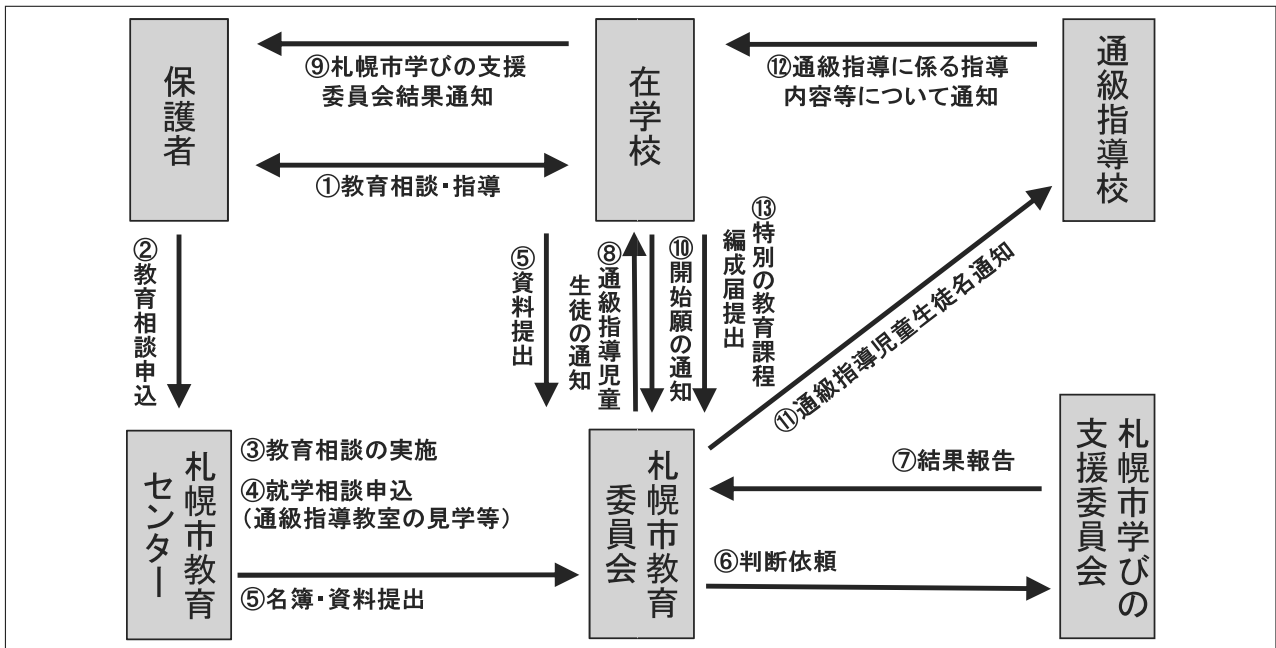


### 3 通級指導教室の運営

「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいの状態等に応じて特別な指導を特別な指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

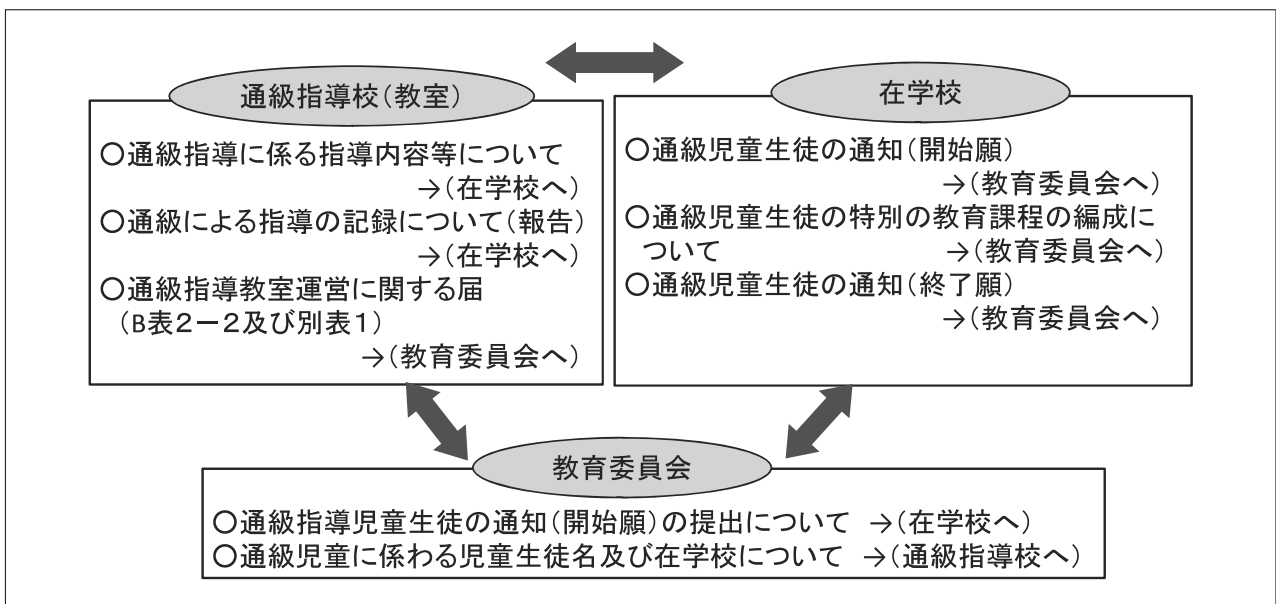
以下、通級による指導を行う特別な指導の場を「通級指導教室」、通級による指導を行う学校を「通級指導校」、地域で児童生徒が在籍している学校を「在 schools」とします。

#### (1) 通級指導開始までの経路図



通級による指導を希望する場合は、札幌市教育センターでの教育相談及び就学相談の申込が必要です。

#### (2) 通級による指導に係る諸届



## 通級指導校（教室）の業務

### ○必要書類の作成、送付

- ・年度当初に「通級指導教室運営に関する届」（B表2-2）及び別表1（週間日課表）を教育委員会に提出します。
- ・教育委員会から新たに通級する児童生徒名の通知を受けた後、「通級指導に係る指導内容等について」を在学期へ送付します。
- ・通級指導児童生徒の通級指導教室への出席状況を記録する通級簿の作成を行います。
- ・通級指導児童生徒の「通級による指導の記録について（報告）」を作成し、在学期に対して記録の写しを年度末までに送付します。

## 在学期の業務

### ○必要書類の作成、送付

- ・通級指導開始時には、「通級指導児童生徒の通知（開始願）」を教育委員会に提出ののち、「通級指導児童生徒の特別の教育課程の編成について」を送付します。
- ・通級指導終了時（卒業時を含む）には、「通級指導児童生徒の通知（終了願）」を教育委員会に提出します。

### ○指導要録の記入

- ・指導要録には、様式2（指導に関する記録）の「指導上参考となる諸事項」の欄に通級による指導をうける学校名、週当たりの通級による指導時数及び指導期間を記載します。  
また、通級指導校からの通知に基づき、通級による指導の内容や指導の成果に関しては必要に応じて指導要録の様式2（指導に関する記録）の同欄に記載します。

## 学校の留意事項 Q&A

Q 通級に伴って生じる早退や遅刻、欠課の扱いはどのようになりますか？

A 「通級による指導」は、小・中学校の教育課程に加える、又はその一部に替えるものであり、すべて出席として扱います。

Q 通級中の事故等はどのように扱いますか？

A 通級中の事故等は、状況により在学期長、通級指導校長が連携をとって処理し、日本スポーツ振興センターに対する請求等は在学期長を通じて行うものとします。

なお、通級にあたって、小学生は保護者の方の送迎が必要です（校内の通級を除く）。

また、通級に要する交通費には、特別支援教育就学奨励費として補助があります。

Q 小学校卒業後に、中学校での通級指導の継続を希望する場合はどのように扱いますか？

A 中学校進学後についても通級指導による指導の継続を希望する場合は、通級指導教室での教育相談や見学の上、保護者が在学期を通じて「通級指導継続願」を教育委員会に提出する必要があります。

(3) 様式

(B表2-2及び別表1)

【B表-202】(別表1)通級週間日課表

学校番号 ナエック用

平成 年 月 日  
 学校名 平成25年度学校名(チェック用)  
 電話番号 123-4567(チェック用)  
 校長名 平成 太郎(チェック用)

1. 教室の教育目標

基本的な1単位時間						
曜日	分	月	火	水	木	金
時間						
	8 : 00					
	9 : 00					
	10 : 00					
	11 : 00					
	12 : 00					
	13 : 00					
	14 : 00					
	15 : 00					
	16 : 00					
	17 : 00					

※行・列の幅や行数を変更するなどして記入してください。

(1) 基本となる週間日課表を記入する。  
 (2) 授業のコマは、月曜日の1校時から金曜日の最終校時まで、通し番号を入れる。  
 (3) 週間日課表について、補足説明が必要な場合には、下の欄に箇条書きで記入する。

【B表-202】  
平成 25 年度 ( ) 通級指導教室運営に関する届

学校番号 ナエック用

平成 年 月 日  
 学校名 平成25年度学校名(チェック用)  
 電話番号 123-4567(チェック用)  
 校長名 平成 太郎(チェック用)

1. 教室の教育目標

2. 本年度の重点

3. 指導内容

4. 指導の形態・方法・時数等

	単位時間
担当教員一人当たりの平均週指導時数	

5. 教育課程編成上の留意事項等

通級児童生徒の通知（開始願・終了願）

学校番号

--	--	--	--	--

通級指導児童生徒の通知（終了願）

平成 年 月 日

学校名

校長名



フリガナ		項目	
児童生徒氏名		性別	男・女
児童生徒の生年月日		学年	学年
フリガナ			
保護者氏名			
住所		区	
通級指導教室種別		1 言語障がい	2 難聴
		3 弱視	4 発達障がい

【在学校→教育推進課学びの支援係】

学校番号

--	--	--	--	--

通級指導児童生徒の通知（開始願）

平成 年 月 日

学校名

校長名



フリガナ		項目	
児童生徒氏名		性別	男・女
児童生徒の生年月日		学年	学年
フリガナ			
保護者氏名			
住所		区	
通級指導教室種別		1 言語障がい	2 難聴
		3 弱視	4 発達障がい

【在学校→教育推進課学びの支援係】

通知の様式例（教育課程の編成について、指導内容等について、指導の記録について）

通級指導に係る指導内容等について

札幌市立 〇〇〇〇小学校長 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学校名 札幌市立〇〇〇〇小学校  
校長名 〇 〇 〇 〇 〇 印

フリガナ		項目	
児童生徒氏名	〇 〇 〇 〇	性別	男・女
児童生徒の生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	学年	〇学年
通級指導校	札幌市立〇〇〇〇小学校		
通級指導教室種別	① 言語障がい 2 難聴 3 弱視 4 発達障がい		
指導の授業時数	週 3 単位時間（年間 105 単位時間）		
内	「構音障がい」 ・サ行音の聴覚的弁別力を高めるために、相手の言葉をよく聞き、自分の音をモニターする学習の機会が多くなるよう、場面の設定や接し方を工夫する。 ・サ行音の誤り音と正音を聞いて区別できるよう、聞き分け練習を行う。 ・本児童の心理的な面に関する把握に努め、本児が安心して活動できる場の設定を行いながら、内面の成長を促すための指導を行う。 ・構音練習では、サ行音の子音を誘導し、母音を付加する形でサ行音の獲得を目指す。		
容			

【通級指導校→在学校】

通級指導児童生徒の特別の教育課程の編成について

学校番号

札幌市立 〇〇〇〇中学校長 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学校名 札幌市立〇〇〇〇中学校  
校長名 〇 〇 〇 〇 〇 印

フリガナ		項目	
児童生徒氏名	〇 〇 〇 〇	性別	男・女
児童生徒の生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	学年	〇学年
通級指導校	札幌市立〇〇〇〇中学校		
通級指導教室種別	1 言語障がい 2 難聴 3 弱視 ④ 発達障がい		
指導の授業時数	週 2 単位時間（年間 70 単位時間）		
内	〇成功体験の積み重ねにより、自尊感情を育む。 ・生徒の理解の状況に応じた学習の補充指導を行い、成功体験や完成経験を味わわせる。 ・これまで経験したことや現在の悩みなどについて言語化を図り、担当者と共有する。 ・小集団での活動を行い、対人関係の形成を図る。		
容			

【在学校→教育課程担当課】

## 通級指導継続願

## 通級指導継続願

札幌市学びの支援委員会  
委員長 様

中学校進学後についても、通級による指導（言語・難聴・弱視・発達）の継続を希望しますので、本書をもって申し込みます。  
なお、通級指導の継続に係ることについて、進学予定中学校及び、通級予定中学校通級指導教室への連絡を行うことを了承します。

現住所	区	平成 年 月 日
フリガナ 児童名	電話（ ）	
保護者名	（平成 年 月 日生）	
在籍校名	印	
進学予定校名	小学校（年組）	
	中学校	

※在籍する小学校を通じて、3月末までに教育委員会教育推進課学びの支援係へてご提出ください。また、進学予定中学校が転居などにより変更される場合には、早めに、担当までご連絡くださるようお願いいたします。

担当：札幌市教育委員会教育推進課学びの支援係  
〒060-0002  
札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル3階 Tel. 211-3851

## 通級による指導の記録について（報告）

札幌市立 〇〇〇〇中学校長 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学校名 札幌市立〇〇〇〇中学校

校長名 〇 〇 〇 〇 〇 〇

項目		目
フリガナ		性別
児童生徒氏名	〇 〇 〇 〇	男・女
児童生徒の生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	学年
通級指導校	札幌市立〇〇〇〇中学校	
通級指導教室種別	① 言語障がい ② 難聴 ③ 弱視 ④ 発達障がい	
指導の授業時数	年間 3.5 単位時間	
指導期間	〇〇年〇〇月〇〇日 から〇〇年〇〇月〇〇日	
内容及び成果	<p>〇自分の聞こえに対する理解を深め、困りに応じた対応ができるように支援する。 ・補聴器のボリュームを上げても聞き取れないときは、隣にいる人に聞くことが増えた。</p> <p>〇悩みなどについて話し合い、自己肯定感を育て、安心して自己表現できるように支援する。 ・学校などで感じている「聞こえにくさ」について、担当者に具体的に話すことが増えた。</p>	

【通級指導校→在籍校】

## 通級指導実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、他の小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という。）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導校の通知等)

**第2条** 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、教育委員会に対し、その旨を通知する。

2 教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を在学校の校長に通知する。

3 前項の通知に当たっては、教育委員会はあらかじめ札幌市学びの支援委員会等の意見を聴取する。

4 教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学校を通知する。

(特別の教育課程の編成等)

**第3条** 在學校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行う。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在学校の校長に通知する。

3 在学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、教育委員会に通知する。

4 通級指導校においては、通級による指導の記録を作成し、在学校に対して年度末までに通知する。

5 在学校は、通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録の指導に関する記録を〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕において、通級指導校の「通級による指導の記録」に基づいて、必要事項を記入する。

6 通級指導校においては、通級する児童生徒の出席状況を記録する通級簿の作成を行うものとする。

(保護者への通知)

**第4条** 教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校など必要な事項を通知する。

(通級による指導の終了)

**第5条** 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、教育委員会に対し、その旨を通知する。

(雑則)

**第6条** その他の小学校等において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。